

「道の駅」について

1 概 要

駐車場等の休憩施設と地域振興施設を一体的に整備することによって、道路利用者のための休憩機能、道路情報や地域情報の発信機能、交流を促進する地域の連携機能を持つ「道の駅」の整備を進めています。

2 「道の駅」の施設

①駐車場

- ・24時間利用可能で、利用者が無料で利用できる十分な容量の駐車場

②トイレ

- ・清潔で24時間利用可能なトイレ
- ・障害者用も設置

③情報発信

- ・道路情報、地域の観光情報、緊急医療情報等を提供

④地域の連携

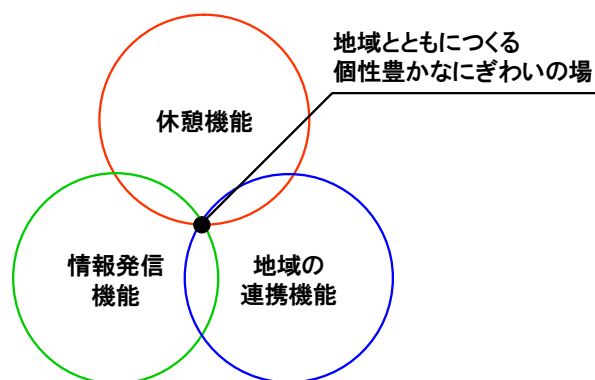
- ・文化教養施設、観光レクリエーション施設などの地域振興施設

⑤設置者

- ・市町村または市町村に代わり得る公的な団体 ※

⑥その他配慮事項

- ・施設及び施設間を結ぶ主要経路のバリアフリー化



3 登 録

申 請 者：市町村長等

登録証の交付：国土交通省 道路局長

※ 市町村に代わり得る公的な団体

イ. 都道府県

ロ. 地方公共団体が三分の一以上を出資する法人

ハ. 市町村が推薦する公益法人